

追 加 議 案 一 覧 表

第 7 0 号議案	ガードパイプ接触による人身事故及び物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について……………	1
第 7 1 号議案	ガードパイプ接触による人身事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について……………	3
第 7 2 号議案	令和元年度瀬戸市一般会計補正予算（第 7 号）……………	別冊

## 元年市長提出第70号議案

ガードパイプ接触による人身事故及び物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について

本市が当事者であるガードパイプ接触による人身事故及び物損事故について、次によりその損害賠償の額を決定し、和解するものとする。

令和元年12月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

### 1 事故の概要

平成30年11月4日西本地町2丁目地内において、和解の相手方（以下「相手方」という。）の小型乗用自動車が生管理道路を走行中、グレーチングが跳ね上がったことで操作不能となり、ガードパイプに接触して相手方が負傷し、及び相手方車両が損傷した人身事故及び物損事故

### 2 損害賠償の額

2,700,358円（人身事故関連1,987,990円、物損事故関連712,368円）

### 3 和解の要旨

- (1) 本市と相手方は、人身事故に係る損害が既払いの697,990円のほか1,290,000円であることを認める。
- (2) 本市は、上記(1)の金員のうち、既払い分を除く1,290,000円を令和2年1月31日までに示談書に定める口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は、本市の負担とする。
- (3) 本市と相手方は、物損事故に係る損害が712,368円であること及び同金員は全て本市において支払済みであることを認める。
- (4) 本市と相手方は、本件事故に基づく損害に関し、本和解に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(理 由)

この案を提出するのは、本市が当事者であるガードパイプ接触による人身事故及び物損事故に係る損害賠償の額を決定し、和解するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるため必要があるからである。

## 元年市長提出第71号議案

ガードパイプ接触による人身事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について

本市が当事者であるガードパイプ接触による人身事故について、次によりその損害賠償の額を決定し、和解するものとする。

令和元年12月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

### 1 事故の概要

平成30年11月4日西本地町2丁目地内において、和解の相手方（以下「相手方」という。）が同乗する小型乗用自動車は市管理道路を走行中、グレーチングが跳ね上がったことで操作不能となり、ガードパイプに接触して相手方が負傷した人身事故

### 2 損害賠償の額

1,828,243円

### 3 和解の要旨

- (1) 本市と相手方は、人身事故に係る損害が既払いの538,243円のほか1,290,000円であることを認める。
- (2) 本市は、上記(1)の金員のうち、既払い分を除く1,290,000円を令和2年1月31日までに示談書に定める口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は、本市の負担とする。
- (3) 本市と相手方は、本件事故に基づく損害に関し、本和解に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(理由)

この案を提出するのは、本市が当事者であるガードパイプ接触による人

身事故に係る損害賠償の額を決定し、和解するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるため必要があるからである。